

所得税及び個人住民税の定額減税について

令和6年度の税制改正に基づき、令和6年6月にお支払いする年金から定額減税が実施されます。

公的年金等の受給者にかかる定額減税については次のとおりです。

1 対象者

(1) 所得税

当共済組合が支給する老齢・退職給付の受給者のうち課税対象の方

(2) 個人住民税

当共済組合が支給する年金から個人住民税が特別徴収されている方

2 定額減税額

区 分	所得税	個人住民税
受給者本人(国内居住者)(※1)	3万円	1万円
同一生計配偶者、扶養親族(※2) ※配偶者または扶養親族の合計所得金額がそれぞれ 48万円以下の者に限る(国内居住者)	3万円 (1名につき)	1万円 (1名につき)

※1 扶養親族等申告書の提出がない方は、受給者本人分の定額減税が受けられます。

※2 令和6年6月支給期までに提出された、「令和6年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」により申告された同一生計配偶者及び扶養親族等が定額減税の対象となります。

3 定額減税の開始時期

(1) 所得税

令和6年6月にお支払いする年金から所得税の定額減税が開始されます。

(2) 個人住民税

令和6年10月にお支払いする年金から個人住民税の定額減税が開始されます。

4 定額減税(所得税)のイメージ

【事例】

- 所得税の定額減税額(単身者)……………30,000円
- 定額減税を受ける前の所得税額……………8,000円/1支給期当たり

	4月支給期	特別減税実施			
		6月支給期	8月支給期	10月支給期	12月支給期
(1) 定額減税を受ける前の所得税額(a)	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
(2) 当該支給期の定額減税額(b)	0円	8,000円 ①	8,000円 ②	8,000円 ③	6,000円(※1) ④
(3) 定額減税後の所得税額(a)-(b) (支払通知書に記載される所得税額)	—	0円	0円	0円	2,000円
(4) 定額減税累計額 (各月の(b)の合計額)	—	8,000円 ①	16,000円 ①+②	24,000円 ①+②+③	30,000円 ①+②+③+④
(5) 定額減税残額 (定額減税額=30,000円)	—	22,000円 ⑦ (30,000円-①)	14,000円 ① (⑦-②)	6,000円 ② (①-③)	0円(※2) ④ (②-④)

(※1) 定額減税額30,000円から10月支給期の(4)の金額24,000円を控除した残額

(※2) 12月支給期には、定額減税額の30,000円が控除しきれぬため定額減税残高は「0円」となる。

5 年金支払通知書への記載について

年金支払通知書には、減税後の所得税額及び個人住民税額が印字されます(減税額については記載されません)。

所得税の減税額については、令和7年1月に送付する源泉徴収票の摘要欄により確認できます。

また、個人住民税の減税額については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

6 定額減税関連リンク集

(1) 定額減税特設サイト(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

(2) 個人住民税の定額減税について(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/02zeimu04_04000129.html

※この他、定額減税についての詳しい説明については、

[「No.102 年金受給者だよりに関する Q&A」](#) も参照としてください。